

Second Place ハレノヒ
指定(介護予防)認知症対応型通所介護
運営規定

株式会社 **EASE**

令和6年3月1日

Second Place ハレノヒ

指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業運営規定

第1章 事業の目的及び運営方針

(目的)

第1条 株式会社 EASE が運営する Second Place ハレノヒ(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)認知症対応型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(要支援状態を含む)にあり認知症の症状がある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の提供にあたり、要介護状態であり、認知症の症状のある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上、並びに利用者及び家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう、適切なサービスを提供することとする。

- 2 事業の提供は利用者一人一人の人格を尊重し利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を営むことができるよう配慮し行う
- 3 事業の実施は、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。
- 4 個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、法人が得た個人情報については、当法人での介護サービスの提供にかかる以外は原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその身元引受人の了解を得ることとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業者は、感染症や非常災害の発生において利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定しその計画に従い必要な措置を講じることとする。
- 7 事業者は、サービスを提供するに当たり、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(名称及び所在地)

第3条 指定(介護予防)認知症対応型通所介護を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 Second Place(セカンドプレイス) ハレノヒ
- 2 所在地 熊本県熊本市北区植木町岩野 939-1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名 (兼務)

管理者は、従業者の管理、サービスの利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるために必要な措置命令を行う。

- 2 生活相談員 2名以上 (兼務)

生活相談員は、サービスの利用申込に係る調整、利用者の生活相談、面接、身上調査並びにサービス提供の企画、実施に関する事項及び従業者に対する助言指導、通所介護計画書の作成、説明を行う。

- 3 介護職員又は看護職員 2名以上 (兼務)

介護職員又は看護職員は、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって介護を行う。

4 機能訓練指導員 1名以上（兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための訓練を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1 営業日 月曜～日曜 (5/4～5/5、12/31～1/2 休み)

2 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

3 サービス提供時間 午前9時～午後16時00分

第4章 利用定員

(利用定員)

第6条 利用定員は、12名とする。

第5章 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型通所介護の内容

(事業の具体的な内容)

第7条 事業の具体的な内容は次の通り。

- 1 健康状態の確認を行い、日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。
- 2 日常生活動作の機能訓練、レクリエーション等を提供する。
- 3 居宅における入浴困難な利用者に対して、必要な入浴サービスの提供を行う。
- 4 食事の提供を行い、必要な準備、摂取の介助等を行う。
- 5 利用者及び家族の日常生活における介護等に関する相談及びその助言を行う。
- 6 送迎を必要とする利用者については、専用車輌により送迎を行う。

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第8条 事業を提供する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を把握し、個別に認知症対応型通所介護計画の作成を行う。

2 認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際は、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明、同意を得る。

3 認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、該当計画の内容に沿ってこれを作成する。

4 それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービス管理、評価を行う。

第6章 利用料その他の費用の額

(利用料その他の費用の額)

第9条 法定代理受領サービスに該当する事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額、及び当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、当該指定認知症対応型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、費用の額その他必要事項を記載した不合理な差が生じないようにし、その支払いを受けた場合は、サービスの内容、サービス提供証明書を交付する。

3 事業者は、前1項のほか、重要事項説明書に定める次の費用を徴収する。

- ① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費用相当額)
- ② おむつ代
- ③ その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

4 サービス提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ることとする。

第7章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。

熊本県熊本市

第8章 指定通所介護の提供に当たっての留意事項

(指定認知症対応型通所介護の提供拒否の禁止)

第11条 事業の提供は、正当な理由なくこれを拒まない。ただし、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じることとする。

(受給資格等の確認)

第12条 事業の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護(要支援)認定の有無及びその有効期間を確認し、その被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合は、当該認定審査会意見に配慮して指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供する。

(居宅介護支援事業者との連携)

第13条 事業を提供するにあたり、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

(心身の状況等の把握)

第14条 事業を提供するにあたり、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第15条 居宅介護支援事業者による居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護計画を作成しそれに添うサービスの提供を行う。

(内容、手続の説明及び同意)

第16条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ることとする。

(サービス提供の記録)

第17条 事業を提供した際には、提供日及び内容、法の規定により利用者に変って支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

第 9 章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第 18 条 従業者は、事業の提供中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

第 10 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 19 条 事業所は、非常災害に備えるため、年 2 回避難・救出等訓練を行う。

(業務継続計画)

第 20 条 事業所は、非常時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 11 章 その他施設運営に関する留意事項

(事故発生時の対応)

第 21 条 利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに必要な措置を講じます。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰すべからず時由による場合はこの限りではありません。
- 3 利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合には、些細な事故であっても管理者に報告され速やかかつ適切な対応が行われるとともに、事後において再発を防止する対応策を講じます。

(人材育成)

第 22 条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

- ・施設内研修会 月 1 回
- ・外部研修 適宜

(衛生管理)

第 23 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。また、事業所において感染症が発生、まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(秘密保持)

第 24 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 サービス担当者会議や研修会等において、利用者やその家族の個人情報を用いる場合は利用者、家族の同意を、あらかじめ文章により得ることとする。

(苦情処理)

第 25 条 提供した指定認知症対応型通所介護に対する利用者及び家族からの苦情に対し、常設の相談窓口を設置し迅速かつ適切に対応する。

(利用者の慎むべき行為)

第 26 条 利用者及びその家族は施設内で次の行為を行ってはならない。

- 1 宗教や信条の相違などで他者を誘導、攻撃等の行為を行うこと。または、自己の利益のために他者の自由を侵すこと。
- 2 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 3 施設の秩序、風紀を乱し、環境衛生及び安全管理に支障を及ぼすこと。
- 4 指定された場所以外において火気を用いること。
- 5 故意に施設及び物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(記録等の整備、保存等)

第 27 条 施設の従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から 5 年間保存する。

(ハラスメントの防止)

第 28 条 事業所は、適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止)

第 29 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 3 虐待防止のための指針の整備
- 4 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 5 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携)

第 30 条 事業所は、その運営に当たっては、地域との連携及び協力をを行う等地域との交流に努める。

- 2 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(運営規程に定める規程、その他事業者運営に係る重要事項の規程変更)

第 31 条 この運営規程に定める事項の他、運営にかかる重要事項は株式会社 EASE と管理者との協議に基づいて決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この運営規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

第2条 この運営規定の改訂は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

第3条 この運営規定の改訂は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

重 要 事 項 説 明 書

指定(介護予防)認知症対応型通所介護

Second Place ハレノヒ

利用者 様

株式会社 **EASE**

指定(介護予防)認知症対応型通所介護サービス重要事項

令和6年10月1日現在

1 事業者の概要

名称・法人種別	株式会社 EASE
代表者氏名	代表取締役 井上 茜

2 事業所の概要

事業所の名称	Second Place(セカンドプレイス)ハレノヒ
管理者	井上 茜
開設年月日	令和2年10月1日
利用定員	12名/日
所在地・連絡先	熊本県熊本市北区植木町岩野 939-1 電話番号 096-245-6882 FAX 096-245-6883
事業所番号	4390102764号

3 事業所の目的

指定(介護予防)認知症対応型通所介護は、認知症により要介護状態となった場合においても、生活動作の支援や機能訓練、その他必要なサービスを提供することで、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

4 運営理念

- ・自宅のように安心して過ごせる第二の場所となり、ご本人ご家族ともに安定した生活を続けられるよう支援します。
- ・個性を大切にし、充実した時間を過ごして頂くことで笑顔の絶えない生活を送れるよう支援します。
- ・地域との交流、連携を深め、認知症に対する意識啓発の核となる施設作りをします。

5 営業日及び営業時間

営業日	月曜～日曜(5/4～5/5、12/31～1/2は休業)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:00～16:00(延長利用要相談)

6 事業実施地域 ・熊本市

7 職員の体制

職種	人 数	区分		職務の内容
		常勤	非常勤	
管理者	1	1		事業所全体管理業務(介護職・生活相談員兼務)
生活相談員	4	4		ケア計画の策定及び利用者・家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助(介護職及び管理者兼務)
介護職	10	4	6	利用者の病状・心身の状況に応じ、適切な介護を提供
看護職	1	1		利用者の病状・心身の状況に応じ、適切な看護を提供(機能訓練指導員兼務)
機能訓練指導員	1	1		日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための訓練の提供
調理員	3		3	昼食の準備、食事形態の変更

8 サービスの計画作成及び提供

利用者の状況に基づき、認知症対応型通所介護・予防認知症介護計画を作成します。実施に際しては、利用者又は家族又は身元引受人に対して説明を行い、サービスを提供いたします。

9 サービスの内容

事 項	内 容
食事	食事時間 12 時～13 時 バランスのとれた献立と温かくおいしい食事を提供いたします。また、食事形態も皆様の身体状況に配慮して提供します。食事前には嚥下運動を行っております。
健康チェック	血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。
機能訓練 脳活性訓練	機能訓練指導員の指導の下、利用者の状況に適した訓練を行い身体機能及び認知機能の低下を防止するよう、個別訓練やグループ訓練を行います。
季節行事	四季を感じ楽しんでいただけるよう室内外にて季節行事を提供します。
趣味活動	興味のある活動に参加して、利用者の皆様同士の交流を深めると共に、充実した時間を過ごしていただけるようお手伝い致します。
入 浴	介助が必要な方でもスタッフが見守り・お手伝いいたします。体調不良などで入浴できない場合は清拭をさせて頂きます。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
相談及び援助	利用者とその家族、地域住民からのご相談に応じます。
送迎	ご自宅から事業所までの送迎を行います。送迎の利用は任意です。

10 緊急時の対応

急な体調不良や状態の変化がみられた場合は、かかりつけ医に直接ご連絡する場合があります。また、救急搬送時の搬送先は救急隊の指示に従っていただく事をご了承ください。その際、必要な情報を救急隊に提供しますので、かかりつけ医や内服薬の変更等があった場合は早々にデイサービスへご報告お願ひいたします。

11 利用料のお支払

毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行いたします。お支払い方法は口座引落しとなっております。(20 日) なお、介護保険料の滞納等により、事業所に直接介護保険給付が行われない場合には、料金表に定める利用料金の全額をお支払い下さい。お支払いと引き換えに領収書を発行いたします。

12 サービス内容に関する等苦情窓口

当施設 相談窓口	窓口責任者	友田 美奈(生活相談員)		
	解決責任者	井上 茜(代表取締役)		
	ご利用方法	電話	096-245-6882	左記方法以外でご利用を希望の場合は事前にご連絡下さい。
		面接	事業所内相談室	
その他 苦情相談窓口	ご意見箱		玄関横	
	熊本県国民健康保険団体 連合会 苦情相談窓口		〒862-0911 熊本市東区健軍 1 丁目 18 番 7 号	
			電話 096-214-1101	FAX 096-214-1105
	熊本市役所介護保険課 介護事業指導室		〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
		電話 096-328-2793	FAX 096-327-0855	

13 施設利用にあたっての留意事項

- ① ご利用開始前、更新・変更時は介護保険被保険者証、負担割合証をご提示下さい。
- ② 喫煙は指定された場所でお願いいたします。事業所内での火気の取り扱いはご遠慮ください。
- ③ 設備・備品のご利用については本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用によって破損等が生じた場合弁償していただく場合があります。
- ④ 金銭・貴重品のお持込はご遠慮下さい。所持されている場合は、自己責任で管理をお願いします。
- ⑤ 緊急時は家族への連絡が後になる場合もありますことをご了承ください。
- ⑥ 当日の健康チェックの結果、利用中に体調が悪いと判断される場合はサービス内容の変更又は中止させて頂くことがあります。また中止の場合はご家族にお迎えをお願いする場合がございます。
- ⑦ 感染症に罹患した場合、速やかに事業所に申告してください。また同居のご家族に発症者がおられる場合も同様に申告をお願いします。罹患者がご本人の場合は治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。
- ⑧ 事業所内外での許可のない物品販売・宣伝、宗教の勧誘、利用者相互の物品の売買及び金品の貸

借、特定の政治活動等はご遠慮ください。

⑨ 事業所内は土足厳禁と致します。必ず上履きをご利用下さい。

⑩ 正当な理由なしにサービス利用に関する規定に反した場合には利用を中止させて頂くことがあります。

14 非常災害対策

非常火災に備え消防計画及び風水害、地震等の火災に対処するための具体的計画を策定し火災訓練マニュアルに従って定期的に防火及び消防設備の保守点検及び避難、救出、消火通報訓練をおこないます。

- ・ 防火設備 : 消火器、非常照明設備、非常誘導灯、自動火災報知設備
- ・ 防災訓練 : 年2回

15 費用

①基本料金 認知症対応型通所介護-単独型

(単位:円)

	負担割合	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5時間以上 6時間未満	1割	741円	828円	858円	950円	1040円	1132円	1225円
	2割	1482円	1656円	1716円	1900円	2080円	2264円	2450円
	3割	2223円	2484円	2574円	2850円	3120円	3396円	3675円
6時間以上 7時間未満	1割	760円	851円	880円	974円	1066円	1161円	1256円
	2割	1520円	1702円	1760円	1948円	2132円	2322円	2512円
	3割	2280円	2553円	2640円	2922円	3198円	3483円	3768円
7時間以上 8時間未満	1割	861円	961円	994円	1102円	1210円	1319円	1427円
	2割	1722円	1922円	1988円	2204円	2420円	2638円	2854円
	3割	2583円	2883円	2982円	3306円	3630円	3957円	4281円

②その他加算、介護保険適用外費用

	1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算	40円/日	80円/日	120円/日
若年性認知症利用者受入加算(64歳以下)	60円/日	120円/日	180円/日
サービス提供体制強化加算I	22円/回	44円/回	66円/回
介護職員待遇改善加算(Ⅲ)	1ヶ月の利用されたサービス単位の15.0%(少数第一位四捨五入)		
送迎減算	送迎を行わない場合 片道47円減額		
食材料費(おやつ代込み)	500円/食		
排泄用品代	紙オムツ 130円/枚 尿取りパット 25円/枚		
その他通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに 係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの			実費

16 利用のキャンセル

やむを得ない事情を除き、ご利用者やその関係者の都合により利用を中止される場合には次のキャンセル料を頂きます。

前日の17時半までにご連絡を頂いた場合	無料
上記以降のご連絡の場合	利用料の自己負担、食費分

15 運営推進会議の設置

概ね6か月に1回、運営推進会議を開催します。この会議は、当事業所が地域に密着し、開かれたものにするために運営状況の報告をし、その内容についての評価、助言を受ける事を目的としています。また、会議の内容は会議録を作成し公表をします。構成員は利用者の家族代表、民生委員、地域包括支援センター職員、熊本市社会福祉協議会職員、生活相談員、運営会社代表等となります。

17 その他

当事業所ではサービスのご利用に際しご利用者・ご家族の人権・権利を尊重し尊厳の保持に努めると共にいかなる差別も行いません。